

公益法人制度改革に伴う地方税の取扱いについて(案)

1 法人住民税・法人事業税

(1) 法人住民税法人税割・法人事業税所得割

・法人税と同様の取扱いとする。

(2) 法人住民税均等割

① 公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人について最低税率を適用する。

② 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人・公益財団法人が収益事業を行わない場合には非課税とする。

③ 併せて、以下の改正を行う。

(7) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて非課税とする。

(4) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について均等割を課す場合には、最低税率を適用する。

(3) 法人事業税外形標準課税

・公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人について外形標準課税を適用する法人としない。

2 固定資産税・都市計画税・不動産取得税

旧民法第34条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、以下の措置を講ずる。

- (1) 公益社団法人・公益財団法人が設置する施設について、旧民法第34条法人が設置するものと同様に非課税とする。
- (2) 一般社団法人・一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税及び都市計画税について、平成25年度分まで非課税措置を継続する。
なお、特例民法法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する法人が設置する施設については、今後、移行状況や施設の使用実態等を把握したうえで、これまで一定の用途に供する施設に対して非課税措置が講じられてきた経緯も踏まえながら、平成25年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。

3 事業所税

- (1) 公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人に対する事業所税の課税の範囲については、法人税と同様とする。
- (2) 公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人（法人税において収益事業課税が適用されるものに限る。）が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とする。

4 共通事項

特例民法法人について、旧民法第34条法人と同様の取扱いとする。

5 その他

その他所要の措置を講ずる。

6 施行期日

上記については、平成20年12月1日から施行する。ただし、1(2)③については、平成20年4月1日から施行する。

非課税対象施設と処理案（固定資産税・都市計画税・不動産取得税関係）

旧民法第34条法人に係る非課税対象施設 〔①～⑥固定資産税・都市計画税・不動産取得税、 ⑨固定資産税・都市計画税のみ、⑩不動産取得税のみ〕	処理案		
	特例民法法人	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人 一般財団法人
① 医療関係者の養成所	非課税	非課税	現行で非課税措置を受けている既存施設は、平成25年度まで非課税
② 児童福祉施設			
③ 老人福祉施設			
④ その他社会福祉施設			
⑤ 幼稚園			
⑥ 博物館			
⑦ 図書館			
⑧ 学術の研究施設			
⑨ 寄宿舍			
⑩ 認定職業訓練施設			

※ 一般社団法人・一般財団法人に係る措置は、固定資産税・都市計画税のみ

- 特例民法法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する法人が設置する施設については、今後、移行状況や施設の使用実態等を把握したうえで、これまで一定の用途に供する施設に対して非課税措置が講じられてきた経緯も踏まえながら、平成25年度までの間にできるだけ速やかに必要な検討を行い、適切な措置を講ずる。